

# 平成30年(2018年)度 社会福祉法人鈴鹿福社会事業計画書

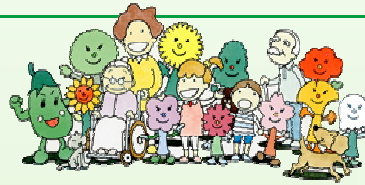


# 1. 事業基本理念に基づく社会福祉事業・公益事業の経営



## 経営理念

私たちは、地域に信頼されるべき存在であり続けます



## 行動指針 「気持ちをかたちに」

～こころづかいを地域のみなさまに～ ～思いやりを地域のみなさまに～



行動方針 「スタッフひとりひとりが「新たな目標」に向かい、チャレンジしていきます。」



採用指針 わたしたちと一緒に“鈴鹿グリーンホーム”をハルアップしてくれる人



育成方針 「まなぶ風土」の醸成と「互いに努力を認め合える文化」の構築により、「働きがいのある魅力的な職場」の形成と「豊かな人材」の育成を図ります



中期経営計画 2018.4-2021.3 ビジョン

## 『KAIGO(介護)の質の“見える化”を目指して』

～社会福祉法人・介護サービス事業者として、高い公共性・公益性・透明性をもって活動する～

### ◎「リアルタイムでの情報のお届けと情報の公開」

- ・根拠に基づいたケアとサービス ・自宅での暮らしの維持・継続を目指したケア・サービス
- タブレット、スマートフォン等の情報通信機器(ICT)、介護ロボット、介護機器、既存の介護保険ソフト、ホームページ、各種ネットワーク等の利活用
- デジタル、アナログの双方によるケア、データの評価、分析、共有、お届け、公開

### ◎「5つの事業戦略」

- ①ユニットケア、重度者、認知症の方、看取り、医療ニーズ・単身や高齢者世帯等に対する支援の充実
- ②機能訓練・介護予防の充実、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組み
- ③地域共生社会の実現に向けた障がい者等の配慮が必要な方への支援体制の構築
- ④恒久的な人材確保・育成体制の構築（教育・働き方改革・生産性向上・業務効率化等）
- ⑤地域ニーズ（課題）・ウォンツ（要望）に応じた効果的な資本投下

## 2. 法人及び平成 30 年度事業計画の概要

設立	平成 4 年 4 月 9 日
住所	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
電話	059-374-4600
FAX	059-374-4543
E-mail	suzugu@mecha.ne.jp
URL	<a href="https://suzuka-greenhome.jp">https://suzuka-greenhome.jp</a> 法人・各事業所の取り組みなどを日々掲載しています。 ぜひ、ご覧ください。
平成 30 年度 事業計画目標	<p>～ “見える化” チャレンジ 2018 ～</p> <p>※各取り組みを行 う事業所を次 のとおり色分 けをして示し ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別養護老人ホーム</li> <li>●ショートステイ</li> <li>●デイサービス</li> <li>●ケアマネジャー</li> <li>●在宅介護支援</li> </ul> <p>➤<u>未来型の KAIGO にチャレンジ!</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●●●●● ・地域のみなさまの期待を超える KAIGO サービスを提供するためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・KAIGO、福祉施設の未来型ビジネスモデルをデザインするためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・健康寿命の延伸を目指し、健康を支え守るためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・生きがいと社会活動、参加を推進するためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・介護予防、機能訓練を推進するためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・ICT、IoT、センサー、機器の利活用を図るためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・認知症ケア、医療ニーズ、看取りケアのさらなる充実を図るためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・ビジネス（根拠）に基づいたケアを行うためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・ケアの効果の見える化を図るためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・エビデンスの深化(24 時間サポートやケアプランの質の向上、パブリックスペースやボランティアの活用の在り方など)を図るためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・不可能を可能にする課題解決力のあるスタッフとなるためのチャレンジ</li> </ul> <p>➤<u>地域共生社会の実現にチャレンジ!</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●●●●●● ・「人材」「施設」「機能」を最大限生かすためのチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・顧客の立場に立ち、暮らしの継続のための支援に向けたチャレンジ</li> <li>●●●●●● ・あらゆる社会資源との連携を図るためのチャレンジ</li> </ul>



## 法人・各社会福祉事業の事業計画


法人〈理事・監事・評議員・総務係（事務部門）〉		
1.未来型思考 の経営の徹底		月例会・幹部会議・連携会議・各部署会議の開催（毎月）、臨時会議の開催（随時）
2.組織運営	(1)適切な法人 運営	<p>①理事会・評議員会の開催</p> <p>②法人の中身の見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監事監査の実施</li> <li>○内部経理(予算)監査の実施</li> <li>○外部会計監査の実施</li> <li>○社会保険労務士との相談強化</li> <li>○ホームページ等における情報発信・情報公開 【目標:年間100,000ページ超】</li> <li>○ご家族アンケートの継続実施</li> <li>○職員アンケートの継続実施</li> <li>○家族面会や見学者等、来訪者を増やす</li> <li>○介護相談員(鈴鹿亀山地区広域連合)、実習生、ボランティア等の受け入れを増やす</li> <li>○地域との連携強化</li> </ul> <p>③行政、地域包括支援センター等の関係機関との相談・連携強化</p>
3.社会福祉法 に沿った運営	(1)地域貢献活 動	<p>①低所得者等に対する支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人による利用者負担軽減制度</li> <li>○三重県社会福祉法人地域公益活動『みえ福祉の「わ」創造事業』への参画</li> <li>○法定雇用率を超える障がい者雇用の継続</li> <li>○就職が困難な方(障がい者・若年者・女性・高年齢者・児童福祉施設等からの退所者・外国人材など)の雇用推進</li> </ul> <p>②認知症高齢者のサポートの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症キャラバウメイト(鈴鹿市・鈴鹿市西部地域包括支援センター)への参画</li> <li>○認知症ケア実践者・リーダー研修等の受講</li> <li>○定期的に学びの機会を持つ</li> </ul> <p>③地域の見守り活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る家(鈴鹿警察署・PTA・鈴鹿市)賛同</li> <li>○鈴鹿市徘徊高齢者等のための安心ネットワーク(社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会)への</li> </ul>

		<p>賛同</p> <p>○地域見守り活動【スクールサポーター】(鈴鹿市教育委員会)への賛同</p> <p>④各種啓発活動の推進</p> <p>○特殊詐欺【振り込め詐欺等】対策の実施(郵便局と協同)</p> <p>○感染症防止(ノロウイルス・インフルエンザ等)熱中症防止等の推進</p> <p>⑤介護相談・介護予防等の実施</p> <p>○介護予防普及啓発事業</p> <p>○介護・健康等無料相談</p> <p>○車いす等無料貸出</p> <p>⑥その他の地域における活動の推進</p> <p>○いきいき介護フェスタの共催(鈴鹿亀山地区老人福祉施設協会)</p> <p>○各種関係団体等の委員会・研修会等への委員・講師派遣</p> <p>○地域高齢者通報体制整備(鈴鹿市より受託)</p>
4.地域へのさらなる浸透・信頼向上	(1)法人理念に沿った行動	○目標：職員浸透率 100%
	(2)ご家族、地域との交流	<p>○創立 25 周年記念行事(5 月 12 日)</p> <p>○敬老祝賀会 (9 月 17 日)</p> <p>○グリーンの秋まつり (10 月 8 日)</p> <p>○クリスマス会 (12 月 15 日)</p> <p>○家族懇談会</p>
	(3)地域課題の解決に向けた取り組み	○地域に不足している介護サービス等の検討・創出
	(4)(再掲)地域貢献活動の推進	
5.人材の確保・育成	(1)採用等につながる活動の継続	<p>○各種就職フェア等への参加</p> <p>○ホームページや専門誌等による情報発信</p> <p>○ボランティア、実習生、職場体験受入</p> <p>○鈴鹿市ワークキャンプ 賛同</p> <p>○各種研修会への講師等派遣</p>

	(2) 育成活動の 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設内外研修の受講、勉強会の開催</li> <li>○資格取得の推進</li> <li>○キャリアパスシステムと人事考課制度・目標管理制度の効果的な運用</li> <li>○キャリアアップと就業規則、給与規則等の連動</li> <li>○育成担当者の育成強化</li> <li>○ホームページや研究大会等における事例報告</li> <li>○関係団体が実施する研修会への講師・委員等派遣</li> </ul>
	(3) 働きやすい 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員入居等の環境の改善</li> <li>○職員交流の機会の推進</li> <li>○働き方の改善</li> </ul>
6.職員の安全衛生管理の向上	(1) 衛生委員会の 機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針:労働災害のない安全で健康に働くことができる快適な職場の実現を図る</li> <li>○目標:働き方を改善して、仕事と家庭の両立を図る</li> </ul>
	(2) 介護味ット・ セサ-・機器、 ICT 等の利 活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○導入・利活用の推進</li> <li>○介護味ット導入支援事業等助成金などの活用</li> <li>○家庭・介護・治療と仕事の調和(ワークライバルズ(WLB))等の取り組み</li> </ul>
7.介護事故防止 対策の徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>○データと根拠に基づいた発生予防・再発防止対策の徹底</li> </ul>
8.高齢者虐待防 止の徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の虐待事例を教訓とした啓発や教育の強化</li> </ul>
9.身体拘束廃止 の徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針:身体拘束は原則ゼロとする</li> <li>○指針:「身体拘束ゼロの手引き」等</li> <li>○定期的な会議の開催・研修会の開催又は受講</li> </ul>
10.防犯対策の 徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯体制の強化</li> </ul>
11.非常災害対 策の徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災・熊本地震等の被災例を教訓とした防災行動マニュアル・事業継続計画(BCP)に沿った体制等を強化</li> <li>○台風・記録的短時間大雨等の被災例を教訓とした各防災計画に沿った体制等を強化</li> <li>○消防計画に沿った体制等を強化</li> <li>○福祉避難所としての機能を強化</li> </ul>
12.その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電売電事業運営</li> </ul>



## 第一種社会福祉事業

名 称	特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム (三重県指定 2470300274 号) “真剣にケアに取り組んでいます”	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 5 年 5 月 1 日 (ユニット型 平成 26 年 5 月 1 日)	
種別類型	ユニット型※／特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) ※10名程度を1ユニット(生活単位)として、ユニット毎に居室、リビング、浴室、洗面、トイレなど、生活に必要な設備が適切な場所に配置されており、しつらえについても家庭的な雰囲気の中で介護サービスを利用することができます。ケアカーの配置をユニット毎に固定配置にすることで、顔なじみの関係の中でサービスを受けることができます。個別的なケアを行うためにケアカーは、入居者個々の24時間軸の生活リズムを把握します。	
定 員	50 床(5 ユニット)	
事業の概要	常に介護が必要で、ご自宅での生活が困難な方(原則、要介護3～5の方)に、ケアプラン(個別介護計画)に基づき、日常生活全般の支援を行う入居型サービス	
ユニット型特別養護老人ホームの基本方針(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第33条)	「入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものであるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。」	
平成30年度事業計画目標	「KAIGO【介護】の質の”見える化”をめざして」 ～いろいろな SINKA (進化・深化・新化・真価・神化・・・)～	
事業計画	<b>【特養係・介護部門】</b> <b>➤未来型の KAIGO にチャレンジ!</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠に基づいた介護、自立支援介護の実践、継続</li> <li>・口腔ケアの質の向上、看取り介護、褥瘡予防の継続</li> <li>・介護味ットの活用、身体拘束は廃止を基本とする</li> <li>・(高品質のサービスが)「変わらない」ために、(私たちが)「変わり続ける」</li> </ul> <b>➤地域共生社会の実現にチャレンジ!</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人理念に沿った行動</li> <li>・地域貢献活動の推進</li> <li>・あたりまえのことをあたりまえに</li> </ul> <b>➤KAIGO スタッフの“魅力”“楽しさ”“深さ”の発信にチャレンジ!</b>	



- ・人材確保につながる活動の継続
- ・ホームページの活用、発信
- ・ふわっとしたユーザと楽しさがある職場に

【特養係・ソーシャルワーク/ケアマネジメント部門】

➤**未来型のKAIGOにチャレンジ!**

- ・ユニットの深化、認知症ケア、医療ニーズ、看取りケアの更なる充実：根拠に基づいた介護、自立支援介護の実践
- ・情報通信機器（ICT）、ロボット、センサー、機器の利活用とケアの効果の見える化を図る
- ・入居者の生きがいや社会活動、参加などを考慮した一人ひとりの役割づくり
- ・（福祉の基本理念が）「変わらない」ために、（私たちが）「変わり続ける」

➤**地域共生社会の実現にチャレンジ!**

- ・地域の複雑化、多様化したニーズに応える
- ・入所施設ではなく住まい（入居施設）としての支援を続ける


➤**KAIGOスタッフの“魅力”“楽しさ”“深さ”の発信にチャレンジ!**

- ・法人ホームページの内容の充実化、グリーンホームだよりによる自分たちの取り組み（日常の介護現場）を発信する
- ・勉強会、研修会への参加、資格取得への支援など常に学ぶ風土をつくり、専門職としての意識を向上させる
- ・働きやすい職場づくり、ワークライフバランス実現への取り組み

【各ユニット運営計画】

※詳細については、ホームページ「グリーンホームだより」又は各ユニット玄関に設置している冊子をご覧ください

(1) こすもすユニット

ねらい	どのように	いつまでに
24時間シートに最新の情報を記載する。	24時間シートを内容の変更がある時に赤字で修正・加筆を行い、毎月月末に対象入居者の居室担当が24時間シートのデータの修正を行う事をユニット会議にて説明を行う。	H30.4 
	24時間シートへの赤字での修正・加筆を必要時に行う。	H30.4～
	赤字での修正・加筆内容を24時間シートのデータを更新し、プリントアウトを行い、個人ファイルに	H30.4～

		アップグレードする。	
24 時間サイトの内容を誰が見てもすぐにわかりやすい内容に差が出ないようにする。		入居者 1 名を対象に、情報の記載方法や内容を誰が見てもわかるものを作る。	H30.4
		上記で作ったものを見せながら、必要な情報や記載方法についてエント会議にて説明を行う。	H30.4
		毎月の更新と合わせて、各入居者の 24 時間サイトの内容のわかりやすいものをテーマに記載・更新する。完成した 24 時間サイトを次月のエント会議にて全職員で確認する。	H30.8
活動・参加を 24 時間サイトに反映させ、毎日の生活を曜日で変化をつけて、日々のある生活を入居者に過ごしていただく。		曜日によって内容が変わる入居者 1 名を対象に、変化のある曜日を別表にて前後の生活も合わせ変化を 24 時間サイトに反映したものを作成する。	H30.8
		エント会議にて上記の 24 時間サイトをもとに曜日についての別表の作成に関しての説明を行う。	H30.9
		曜日によって生活に変化のある入居者に関して、曜日毎の別表を作成する。作成したものは次月エント会議にて確認を行う。	H30.12
家での生活と同様に生活できる機能をエント内に充実させ、家との連続した生活を営んでもらえる環境を整備する。		IH コックを置けるキッチン家具をエント費を使って購入する。	H30.6
		キッチン及びパブリックスペースの外変更を行い、入居者が使いやすい場所に IH コック、炊飯器、電子レンジ、電気ケトルを設置する。	H30.6
月 1 回以上で入居者の家族に面会時、電話などで連絡を行い、入居者の近況や必		エント会議にて、各居室担当が望まない家族以外、必ず月 1 回以上家族と連絡をと	H30.7

	<p>要な物などをお知らせする事で、情報の見える化を図る。</p>	<p>り、その内容をユニット管理の情報ノートに記載する事を説明する。</p>	
		<p>家族に連絡についての方法、いつがいいかななどを相談し、決定する。決定した事はユニットリーダーが各個人ファイルに記録する。</p>	H30.9
		<p>家族へ相談し、決まった方法、時間にて連絡を行い、近況報告や必要な伝達を行う。</p>	H30.9
	<p>ボランティアを活用し、本物の教室やサークル活動を実施する</p>	<p>ユニット会議にて、ボランティア活用の意義、サークル活動等の意義をユニット職員に説明する。</p>	H30.4
		<p>ボランティアを依頼できる協会に確認を行い、派遣可能なボランティアの中で入居者が利用でき、生活が豊かになる内容を検討する。</p>	H30.6
		<p>ユニット会議において、実際に依頼をするボランティアを決定し、その後のスケジュールや担当などを決定する。</p>	H30.7
		<p>ボランティアを活用した本物の教室やサークル活動等を実施する。</p>	H30.9
		<p>行った活動に対してユニット会議において、問題点や改善点などについて議論を行い次回以降の開催に活かす。</p>	実施後のユニット会議
	<p>食事・入浴に関しては別表のユニット一覧表を作成し、介助等の差が職員により生じないようにする。</p>	<p>食事・入浴の一覧表の記入項目を決定しフォーマットを作成する。</p>	H30.6
<p>ユニット会議にて、一覧表の記入項目や記入方法などを説明し、ユニット職員の配分を決める。</p>		H30.7	
<p>一覧表を作成する、変更があった場合には、赤字にて加筆・修正を行い、電子データは月末で変更を加え出力</p>		H30.8	


		する。	
ご家族からの連絡事項や面会時の話などの情報を記入する用紙を作り、情報伝達を円滑にする。		各入居者の個人ファイルに面会時の様子や電話等での依頼などを記入する用紙を作成する。	H30.4
		家族とのやり取りの後に、引継や情報伝達が必要な事項は個人ファイルの用紙に記入を行い面会時等には確認を行って、情報の伝達を円滑にする。	H30.4
月次報告書を作成し、ユニットでの業務等の進捗及び入居者の状態の一覧化を行い、ユニット内・施設内でこすもすユニットの状態をわかりやすくする。		ユニットにて報告や一覧化が必要な事項を決め、フォーマットを作成する。	H30.6
		ユニット会議にて月次報告書の説明を行い、各ユニット職員に誰が何をやるかの説明と決定を行う。	H30.8
		各月月末までに当月のユニットの月次報告書の記入を行い、生活相談員に提出する。	H30.10
ユニットを清潔に保ち、入居者は健康に過ごしやすく、家族は面会時に気分が良く、職員は働いていて気持ち良い状態を保つため、週・月・季節・年単位での清掃計画を策定し実施する。		ユニット内の清掃が必要な部分の洗い出しを行い、それがどの単位で行うものなのかの検討をして清掃計画を策定、週・月・季節・年でのチェック表を作成する。	H30.4
		清掃計画に従い、清掃を実施する。実施後はチェック表にチェックをする。	H30.4～
グリーンホームだよりにユニット全職員が発信を行い、ユニットの様子や取り組みを伝える。(全職員が月1回の発信を行う。)		グリーンホームだよりを全職員が発信できる方法を策定し、マニュアルを作成する。(機器・手間を考慮して負担無く誰でもできる方法を作る。)	H30.9
		ユニット会議にて各職員にグリーンホームだよりの発信方法を説明する。	H30.10

		エイト職員がグリーンホームだよりの記事を発信する、初回はエイトリーダーとエイト職員で共同して行い、やり方を再度説明する。	H30.12
月1回ペースでエイト内勉強会を行い、職員のエイトケアへの理解、知識の向上、介護技術の習得など、能力向上を目指す。		エイト会議にて勉強会実施の意義などを説明し、実施計画を立てる。	H30.4
		勉強会開催に向け、研究及び資料の作成を行う。	H30.5
		勉強会を実施し、実施後は受講者にアンケートを実施、理解度の確認及び勉強会の改善点の確認を行う。	H30.5～
ひまわりエイト(協力エイト)と共同で懇親会を行い、職員間のコミュニケーションの向上と職員のストレスケアを行う。		親睦事業の実施に関して、職員間で意見交換し、何をいつどこでするかを決定し、実施する。	H30.12

【その他の取り組み】

- ・HAL、リフト浴の介護機器を使用し、職員の身体的負担軽減、ご入居者の安心感の向上を目指す。

(2) ひまわりエイト

ねらい	どのように	いつまでに
法人理念をエイト職員に浸透させ、毎日の業務においての判断の基準とする。	毎月のエイト会議において、会議開始時に職員全員で法人理念を暗唱し、浸透を図る。	毎月 
24時間シートに最新の情報を記載する。	24時間シートを内容の変更がある時に赤字で修正・加筆を行い、毎月月末に対象入居者の居室担当が24時間シートデータの修正を行う事をエイト会議にて説明を行う。	H30.4
	その内容に変更が生じたら24時間シートへの赤字での修正・加筆を行う。	
	変更があった内容に関して、月末にデータ更新を行う	H30.4
居室に持ち込み家具を増や	エイト職員に対して私物持	H30.7

すことで、自分の居室と入居者に認識していただく。	込み等を促進する家族様への働きかけに関してエット会議にて説明を行う。	
	家族様に私物の持ち込みの説明を行い、居室がその人の家となるようにしていく。	H30.8
居室の入り口を自分の部屋がどこかを一目でわかるようにして、入居者の生活に迷いが無いようにする。	居室前に棚を用意して、自分の物や飾りができる場所を作る。(棚などはエット費で購入する)	H30.12
	入居者に部屋の前に何を置くかを相談して決めて、配置をする)	H31.1
エットにてサークル活動を実施し、入居者が楽しみながら活動ができる空間を提供する。	エット職員に、各入居者に対して担当が趣味やサークル活動のニーズの調査をしてデータの集約を図る事を説明の上、各職員が実施する。	H30.6
	エット会議にて、入居者のニーズを集計し、実施可能な物を検討、また派遣可能なボランティアなどを確認、依頼する。	H30.7
	趣味活動やサークル活動に関し、実際に本物の教室等となるようボランティア等を活用し実施し、入居者に参加していただく。	H30.9
外出機会の増加を入居者のニーズに合わせて行う。	入居者の要望に合わせて、近隣スーパーなどへの買い物などの外出をする。 頻度・時間などは、入居者の意向を尊重しながら、定期的に行き物に行くという生活をしていただく。	H30.4
	季節ごとに、季節に応じた外出イベントを企画する。(季節毎で年4回を最低目標とする) 企画したイベントは起案書を作成の上、提出す	H30.5

		る。	
		外出を行い、実施した内容に関してはグリーンームだよりにて発信ユニット会議にて、反省等を行い、次回以降の開催の改善に繋げる。	H30.5
	入居者が自分で出来る事は自分で自由にできる環境を整え、自立した生活を送っていただく。	調理器具などは入居者が自分で使える場所に配置、導線や入居者同士の関わりなどを考慮して机などのレイアウトを決める。必要に応じ、家具などを追加購入をユニット費にて実施する。	H30.5
		実際にレイアウト変更を行い、その後の入居者の生活などにおいて、改善が必要なところは都度変更をする。また、パソを焼く等自分で出来る事を自分でしていただく促しを実施する。	H30.6
	個々の入浴のマニュアルを行い、職員での入浴介助の内容の違いをなくす。	ユニット会議にて、マニュアルの記入項目や記入方法などを説明する。また、居室担当が担当の入居者の入浴のマニュアル化をすることを説明する。	H30.7
		マニュアルを作成する、変更があった場合には、赤字にて加筆・修正を行い、電子データは月末で変更を加え出力する。	H30.10
	入居者の好みに応じた料理などをユニットで行い、楽しみと入居者同士の関わりの機会の増加を図る。	入居者に何か作りたいものや食べたいものがないかニーズを調査し、実施可能な物の実施計画を作成する。	H30.5
		入居者と共にお菓子や料理などを作る。出来る限り、入居者にいろんなことをやらせてもらうなどして、	H30.7

	入居者同士が関わりを持てる場を提供する。	
	実施した内容をグリーンホームだよりにて発信する。エット会議にて反省を行い、次の改善に繋げる。	H30.7
ウッドデッキで食事やティータイムを楽しんだり、季節を感じていただいたり、エット外への外出機会の増加を図る	ウッドデッキでの食事などを行うに際し、必要な物品を検討・エット費にて購入する。	H30.4
	入居者の体調・ニーズに合わせて、ウッドデッキでの食事などをしていただく。様子をグリーンホームだよりにて発信するなどする。	H30.5
エット内を清潔に保ち、入居者・家族が過ごしやすい環境にする	清掃を行うチェックリストを作成、エット会議にて内容の確認を行う。	H30.4
	チェックリストに従い、清掃を実施、実施した物はチェックをする。チェックリストは70アリーダ-に提出、確認をしていただく	定期的

【その他の取り組み】

- ・褥瘡予防ケア      ・水分ケア
- ・介助リフトの利活用、スタッフの身体負担軽減
- ・情報発信



(3) すずらんエット

ねらい	どのように	いつまでに
その方の状態にあった24時間サポートになっているか確認し、どのスタッフでも同じケアができる。	ケアマニュアルにおいて、24時間サポートを見直す。	H31.3.31
エットを超えた人たちとの交流の場、エットから一歩踏み出し、新たな関係性を築く場として、生活そのものを広げることができる。	2階ホールを使用して他のエットとの関わりをつくる。談話スペースや喫茶スペースを気軽に使用できる場所にする。	H30.10.31



リビング以外の場所で外を見たり、日向ぼっこをして過ごすことでゆったりできる。	カーテンの設置	H30.7.31
鏡で自身の姿をみる習慣を継続できるように環境を改善する。	電気の設置	H30.7.31
家族に安心してもらえる。	前の月にあった行事や出来事をすずらん新聞として発信する。	H30.10.31

【その他の取り組み】

- ・水分ケア、排せつケア、看取りケア
- ・地域の方の思うあたりまえにスタッフが気付いて行動する。
- ・スタッフのモチベーション向上(成功事例や失敗事例の共有／少人数外出ケアの実施)
- ・スタッフ間のコミュニケーション(食事会の開催)
- ・スキルアップ(勉強会の開催)
- ・スタッフが働きやすい環境づくり(勤務表や勤務時間の工夫)

(4) すみれエント

ねらい	どのように	いつまでに
ご入居者の変化に応じた24時間サートの見直し	季節によつての変化や、身体機能の変化などに応じ、その都度見直しを行う。	3か月毎もしくはご入居者の状態変化に応じて
	ケアプランと合わせて最低でも3か月ごとに見直しを行っていく。	毎月
	エントでのケアファルスを月に最低1回行い、スタッフ全員で見直し、理解をする。	3か月ごと
24時間サートの一覧表の作成、変更に応じた修正	24時間サートの見直した場合は、一覧表も合わせて修正する。一覧表を見て支援にあたることで気付きを出し、勤務時間の変更を行う。	24時間サートを見直した際
	エントリーダーや他のエントリーダーと相談して、ご入居者の参加できる教室など内容を考える。ホールや喫茶コーナーなどのエント外のスペースを活	H31.3.31



	用できるように考え、日常を感じていただけるようにする。	
	内容や時間、日時などを企画する。	
	生活相談員やボランティアの方との調整を行い、内容を決定する。	
	ポスター等を作成しておき、内容を決定する。	
	ケアマネ等と協力して準備を行い、ご入居者に教室に参加していただく。 認知症のある方や、コミュニケーションが少し困難な方などはスタッフが間に入り、楽しめるように支援する。	
	ボランティアの方がいない日でも、ユニット外に出てご入居者同士が喫茶コーナーなどで社会的交流が行える時間を作る。	

【その他の取り組み】

- ・ 移乗介助(i-PAL(今仙技術研究所製))
- ・ 介助リフト/入居者の安心・安全、スタッフの身体負担軽減
- ・ うながし排尿、トイレでの排せつ
- ・ ホームページ「グリーンホームだより」への記事の掲載
- ・ ビデオス(根拠)に基づいたケアの実施



(5) さくらユニット

ねらい	どのように	いつまでに
法人理念を意識して仕事をする。	ユニット会議で復唱する。	H31.3.31
入居者の暮らしぶりを把握し、その人らしい生活を送っていただく。	身体機能の変化などに応じ、その都度ケアの内容等について見直しを実施する。	H30.6.30
	3か月ごとに見直しを実施し、新たに24Hシートを作成する。	H30.9.30
	24Hシートを基に勤務体制を	H30.12.31

	組む。	
	24Hサイトの加筆・修正は担当職員が責任をもって行う。	H31.3.31
暮らしの場を作り、落ち着いた環境で過ごしていただく。セパブリックを活用する。	建物の理論(4つの住み分け)について職員に説明し、落ち着いた環境を作っていく。	H30.9.30
	ユニット内の設えについて、定期的にユニット会議で検討する。	
	各入居者に必要な物品について、ユニット会議で検討する。	
	ユニット会議で検討したもののについて、コーディネーター、施設長と協議を行う。又業務改善会議で発信、話し合いをする。	
	購入方法の検討(インターネット等の利用)	
自分の部屋となる。	部屋の設えについて、ご入居者・ご家族の希望を伺う。	H30.9.30
	希望に応じて、物品を購入する。ご家族に協力を依頼する。	
楽しみを持てる場を作る。	ホールや喫茶コーナーなど、ユニット外の入居者での活動を日常に取り入れる。他ユニットのコーディネーター、生活相談員、コーディネーターと調整して実施する。	HJ30.9.30
	喫茶入居者を月に2回程度使用する。実施方法等についてはユニット会議で検討する。必要物品を購入する。事前に、ご入居者に案内する。	H30.6.30
<p>【その他の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッスルーツ(イノイス社製)を活用し、職員の身体負担の軽減に取り組む。</li> <li>・介助リフトを使用して、ご入居者に安心・安全な移乗を提供すると共に、職員の身体的負担を軽減させる。</li> </ul>		

【医務係】「生きる張り合いを感じていただけるよう支援します」

➤未来型のKAIGOにチャレンジ!

- ・地域ニーズ、要望をキャッチし、先がけて行動できるように情報収集をする
- ・注目の皆が願う健康寿命に向けて、食事、運動、睡眠など良いとされていることを取り入れる!
- ・生きがいという大切なものに対して、役立ち感や外に出る機会を創出す
- ・今あるICT、介護機器、ロボットを使いこなし、比較評価する
- ・認知症ケア、医療的ケア、看取りケアなどについて、さらに学び、実践していく
- ・パブリックスペースの有効活用、社会活動、参加に向けた取り組みをしていく
- ・根拠を考え、学び、数値評価を行う
- ・自分で線引きすることなく、課題解決に向けて取り組む姿勢を持つ

➤地域共生社会の実現にチャレンジ!

- ・人が育ち、おのずとホームが繁栄し、機能するよう行動する
- ・入所施設ではなく住まい（入居施設）としての支援を続ける

➤KAIGOスタッフの“魅力”“楽しさ”“深さ”の発信にチャレンジ!

- ・地域を支える専門職として、日々実践を重ねる
- ・ホームをを活用した情報発信
- ・いろいろな方のニーズが受けられるよう仕事のマッチングを行う
- ・ワークライフバランスを考えた働き方の改善

【栄養管理・調理部門】「食」を通じて、ハピネスを追求する

➤未来型のKAIGOにチャレンジ!

- ・ミールアウト、アスメントの実施
- ・栄養マネジメントによる栄養改善（低栄養・床ずれ）
- ・生活習慣病に対応した療養食の提供、栄養指導
- ・提案型、改善型組織の構築・蓄積されたデータの活用
- ・経営資源、ネットワーク等を活用した生産性向上、業務効率化

➤地域共生社会の実現にチャレンジ!

- ・管理栄養士の知識と技術の地域還元
- ・地域住民に対する栄養相談

➤KAIGOスタッフの“魅力”“楽しさ”“深さ”の発信にチャレンジ!

- ・栄養マネジメントによる栄養状態の維持、改善
- ・楽しく、おいしい食事の提供
- ・管理栄養士、調理師の知識と技術の還元
- ・ホームを、献立表等による「食」の中身の見える化



## 第二種社会福祉事業

名 称	特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム 短期入所生活介護事業所 ／介護予防短期入所生活介護事業所 (三重県指定 2470300274 号)	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 5 年 5 月 1 日 (ユニット型 平成 26 年 5 月 1 日) (1 ユニット増築 平成 30 年 1 月 1 日)	
種別類型	ユニット型／老人短期入所事業	
定 員	39 床(4 ユニット)	
事業の概要	介護をしているご家族が、冠婚葬祭や病気・出産、休養や旅行等により、一時的にご自宅での介護が出来なくなったとき等において、ケアプラン(個別介護計画)に基づき、日常生活全般の支援を行う短期滞在型サービス	
短期入所生活介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 120 条) (指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 152 条)	(要介護)利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 (要支援)利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
平成 30 年度事業計画目標	「その先の・・・まだ見ぬ道へ」～”できない”と思うと、”できる”が逃げる～	

事業計画

➤未来型の KAIGO にチャレンジ!

- ・顧客の利益を第一に考える
- ・地域のみなさまの期待を超える KAIGO サービスを提供するための挑戦
- ・KAIGO、福祉施設の未来型ビジネススタイルをデザインするための挑戦
- ・ICT、ネット、センサー、機器の利活用を図るための挑戦
- ・ケアの効果の見える化を図るための挑戦
- ・ユニットの深化+進化

➤地域共生社会の実現にチャレンジ!

- ・共生型サービスへの挑戦
- ・顧客の立場に立ち、暮らしの継続のための挑戦


➤KAIGO スタッフの“魅力”“楽しさ”“深さ”の発信にチャレンジ!

- ・法人理念の徹底
- ・「すべてのサービスは顧客の利益となっているか」意識の徹底
- ・39 床への新たな挑戦
- ・人材の育成
- ・営業活動の展開
- ・実践研究発表

【各ユニット運営計画】

※詳細については、ホームページ「グリーンホームだより」又は各ユニット玄関に設置している冊子をご覧ください

(1) いちようユニット


ねらい	どのように	いつまでに
老人福祉法第 33 条、経営理念を理解し、意識することで全スタッフが同じ目的を持ち、より良い暮らしの継続を行うことができる。	ユニット会議で第 33 条、経営理念を唱和する。	H31.3.31 
	第 33 条、経営理念に沿えなかった場合、なぜ沿えなかったのかを確認し、指導する。	
24H サービスを活用することで、スタッフ全員が統一したケアを行うことができ、日々の暮らしと共に変化していくお客様に合わせた支援を行うことができる。	日々の暮らしの中で変化していくお客様の心身の状態、意向などの情報を 24H サービスに反映、共有していく。	H31.3.31
ナースコールの音を消すことによって、より家庭的な生活に近い空間を生み出し、落ち	何故ナースコールの音が不必要なのか?暮らしの場とは?をスタッフに発信し理解	H31.3.31

着いて生活を送ることができる。	を深める。	
	音を消す事で生まれるメリット、デメリットについて説明を行い実施する。	
	発生した課題等についてはユニット会議にて議題に上げ改善に努める。	

【その他の取り組み】

- ・適切な口腔ケアの実施
- ・個人に合わせたリハビリの実施
- ・トイレでの排泄を推進する。
- ・マルチポイントパッドの使用による改善効果の検証

(2) ひのきユニット

ねらい	どのように	いつまでに
ユニットについてスタッフの理解の推進に努める。	経営理念やユニットについてスタッフを対しようとして個別に勉強会を実施する。	H31.3.31
経営理念を徹底し、地域に信頼されるべき存在であり続ける。		
24時間サイトを活用し、ユニットのスタッフ全員が、ひとりのお客様に対して同じサービスが提供できる。	お客様の状態の変化やサービスの内容を24時間サイトに反映し、更新していく。 24時間サイトの内容を把握して支援を行う。	H31.3.31
お客さまひとりひとりが、それぞれの暮らしを実現できる環境を整える。	ユニット費を活用し、それぞれの暮らしが実現できるような空間づくりに取り組む。	H31.3.31
ユニットで炊飯するだけでなく、パソの日はパソを作ってみたりと、お客様に楽しみや張りのある生活を過ごせるように努める。	衛生に関する勉強会を実施する。 お客様とパソ作りに取り組み、味わうことで楽しみや張りのある生活を提供する。	H30.7.31
ご家族との情報共有を図り、ご利用者とご家族双方が安心できる環境を整える。	送迎時や面会時など、ご家族と関わる中で、意向や悩み等をくみ取り、ご利用者とご家族双方が納得できる環境づくりに努める。	H31.3.31


【その他の取り組み】

- ・障がいのあるお客様に対しても知識を深め、適切なサービスが提供

できるように取り組む。

- ・介護機器を活用することで、お客様、スタッフ双方の心身の負担を軽減する。

### (3) かえでユニット

ねらい	どのように	いつまでに
ユニットについて理解を深める。	実際の介護現場での事例を挙げ、ユニット会議で話し合っていく。ユニットや経営理念についてスタッフ一人一人が説明できるように確認する。	H31.3.31 
経営理念に沿った行動ができる。		
24時間サービスを活用することで、ご利用者が今までの暮らしを継続できる。	多職種と連携し、日々の暮らしぶりや訓練等の情報を共有し、24時間サービスに反映させる。	H31.3.31
クリスマスに季節の飾り付けをし、くつろぎの場を提供する。	季節ごとに担当者を決め、ユニット会議で検討し実施する。	H31.3.31
自分の部屋の入口が一目でわかるよう設える。	部屋ごとに担当者を決め、ご利用者と一緒に居室扉を工夫していく。	H31.3.31


#### 【その他の取り組み】

- ・眠りSCAN(パナソニック社製/センサー型ベッド)を活用し、ご利用者に合った見守りを行う。
- ・スタッフの介護技術を向上させることで、ご利用者に応じた支援を行う。

### (4) けやきユニット

ねらい	どのように	いつまでに
老人福祉法第33条、経営理念を理解することで、スタッフが同じ思いでケアを提供する。	ユニット会議時に全員で読み上げる。	ユニット会議開催時
	ユニット会議前にユニットケアのチェック項目を黙読する。	
ご入居者の暮らしぶりを把握し、その人らしい生活を送っていただく。	24Hサービスの修正、更新、一覧表の作成	変更時、更新時
いつでも好きなところにに行ける空間を作り、快適	車いすに乗り、利用者の視点でもユニット内を確認し、設	毎月




	な環境で気持ち良く過ごしていただきたい。	えに反映していく。	
	生活の中に日々の楽しみを見出す。	ユニット内での調理 ご利用者の希望を踏まえたメニューの検討	月 1~2 回
	ユニット会議の中でケアや仕事内容を統一させる。	事前に課題や話し合いたい事項を提出する。 情報共有を図るため、会議の日程や時間をしっかりと調整する。	毎月 
	必要な情報の共有を徹底する。	ファイルの整理、工夫	H30.5.31

【その他の取り組み】

- ・ 介助リフトの使用による移乗介助
- ・ 5S 活動の徹底による快適な環境づくり



## 第二種社会福祉事業

<b>名 称</b>	デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム  通所介護事業・第1号通所事業 (三重県指定第2470300332号) (鈴鹿亀山地区広域連合指定第2470300332号)	
<b>所在地</b>	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
<b>開設日</b>	平成5年10月1日	
<b>種別類型</b>	大規模型事業所Ⅱ／老人デイサービス事業	
<b>定 員</b>	70名(平成19年11月新築移転/平成30年1月1日増築)	
<b>事業の概要</b>	事業所の送迎により、日帰りでデイサービスセンターに通い、他のご利用者と一緒に、食事や入浴などの介護、機能訓練、レクリエーション、創作活動の支援などを行います。	
<b>通所介護の基本方針(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第92条)</b>  <b>介護予防通所介護事業の基本方針(指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第96条)</b>  <b>鈴鹿市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針</b>	<p>(要介護) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(要支援) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>総合事業で「地域の中で高齢者が自分らしく生きる」ことを支える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活支援サービスの充実 「生活支援サービス」を充実し、可能な限り在宅で生活できるよう支える。</li> <li>集いの場づくりの充実 「集いの場づくり」を充実し、人と人とのつながりを拓くことで、高齢者の社会参加と役割づくりを支える。</li> <li>短期集中予防サービスの充実 「短期集中予防サービス」を充実し、日常生活動作(ADL)※</li> </ol>	

	<p>の向上と、在宅生活の限界点を高めることを支える。</p> <p>※日常生活動作（ADL）とは、食事・更衣・移動・排せつ・整容・入浴など生活を営む上不可欠な基本的行動を指します。</p>
平成30年度事業計画目標	「変化への対応」～効果のあるサービス提供を目指して～
事業計画	<p>➤<b>未来型のKAIGOにチャレンジ!</b></p> <p>「介護予防、機能訓練を推進するためのチャレンジ」</p> <p>◇生きがいと社会活動、参加を推進するためのチャレンジ</p> <p>◇健康寿命の延伸を目指し、健康を支え守るためのチャレンジ</p> <p>★サービス内容の検討</p> <p>① 介護予防、機能訓練について、個別メニューの立案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICFの考えに沿った目標設定</li> <li>・トレーニングマシンHUR、レッドコード®、個別メニューの提供</li> </ul> <p>② 実施したサービス内容のデータ収集と蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートタッチ、体力測定の実施</li> </ul> <p>③ 効果のあるメニューを提供することで結果を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ADL（日常生活動作）の評価【（機能的評価）Barthel Indexの導入】</li> <li>・その他、効果を実感してもらえる評価項目の検討</li> <li>・個別機能訓練加算Ⅱの算定</li> </ul> <p>④ 「職員」と「質」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保と育成を図る</li> <li>・主任の年間計画</li> <li>○認知症ケア、医療ニーズの充実を図るための取り組み</li> <li>○ヒューマン（根拠）に基づいたケアを行うための取り組み</li> <li>○ケアの効果の見える化に向けた取り組み</li> <li>○不可能を可能にする課題解決力のあるスタッフの育成</li> </ul> <p>⑤ 機能訓練機器の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防普及啓発事業、一般開放等、地域に向け事業所の機能を活用する方法について、地域ソーシャルワーカーとの連携のもと、進めていきます。</li> </ul> <p>⑥ 経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所単位、複数事業所への移行の検討</li> </ul> <p>➤<b>地域共生社会の実現にチャレンジ!</b></p> <p>「共生型通所介護への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズへの対応</li> <li>・他の社会資源との積極的な連携</li> <li>・日中一時支援事業の継続</li> </ul> <p>➤<b>KAIGOスタッフの“魅力”“楽しさ”“深さ”の発信にチャレンジ!</b></p>

#### 「制度改正への対応」

- ・研修会の参加と情報収集
- ・会議による情報共有と対応の検討
- ・アウトカム評価に向けた準備

#### 「品質管理」

- ・現状の業務内容の見直し
- ・業務効率化による品質向上
- ・現機能を活用したサービスの検討、実施、評価

#### 「みえ福祉第三者評価からの気づき」

- ・改善計画の実行、評価、業務への繁栄
- ・利用者、職員アンケートの実施



## 第二種社会福祉事業

名称	在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地
開設日	平成 10 年 4 月 1 日
種別	老人介護支援センター
事業の概要	高齢者の方ならどなたでも参加できる介護予防教室を介護事業所や地域の公民館等で開催する。地域の見守り等の支援が必要な高齢者に対して見守り体制を整備する。
平成 30 年度事業計画目標	地域支援事業における介護予防普及啓発事業の実施 高齢者見守り体制整備業務の実施
事業及び施設(老人福祉法第 20 条の 7 の 2)	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブ その他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする。
事業計画	<p>1.鈴鹿市介護予防普及啓発事業及び高齢者見守り体制整備事業業務委託</p> <p>(1)鈴鹿市介護予防普及啓発事業受託</p> <p>鈴鹿市との介護予防普及啓発事業に関する業務委託契約書に基づき、引き続き毎週介護予防教室を開催します。</p> <p>目的：鈴鹿亀山地区広域連合が行う介護保険の第 1 号被保険者で、鈴鹿市に住居登録がある者に対して、介護予防の普及啓発を幅広く行い、生活機能の低下を予防し、介護状態に陥ることを防ぐとともに健康増進を目的とする。</p> <p>内容：①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④認知症予防、⑤うつ予防、のいずれかまたは複数を目的とした教室但し年度中に 1 回、認知症研修-た-養成講座を実施すること</p> <p>対象：鈴鹿亀山広域連合の第 1 号被保険者、その支援者（第一号被保険者の同伴者である 65 歳未満の者）</p> <p>(平成 30 年度「鈴鹿市介護予防普及啓発事業に関する業務仕様書」から抜粋)</p> <p>実施内容：①グリーンの音楽会（毎週火曜日）</p> <p>②生きがい活動など（月 1 回程度）→法人独自の事業として検討</p> <p>③出張音楽会の地域展開（関係機関の求めに応じ開催各地域包括支援センターとの連携・合同実施の検討）</p>

平成29年4月から開始された「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」に関係し、これまでの一次予防事業は「介護予防普及啓発活動」へと移行されました。引き続き「グリーンホームの音楽会」として「介護予防普及啓発活動Ⅰ」として展開いたします。

昨年と同様に地域の方により多く参加いただき、目的とする効果を波及できるよう、鈴鹿市長寿社会課・鈴鹿市西部地域包括支援センター等と連携を図りながら実施いたします。

鈴鹿グリーンホーム内だけではなく、西部地域包括支援センターをはじめ、地域の老人会や自治会・民生児童委員などの求めに応じ、生活圏域にこちらから訪問する形式で音楽会を実施いたします。また昨年同様、場合によっては各地域包括支援センターに同行を働きかけ、より介護予防・地域連携につながるよう対応します。

介護予防普及啓発事業の参加を通じて、単に音楽会による生きがい支援のみならず、参加者の利用中の様子を踏まえ、何らかの介護サービスや支援が必要と考えられる方については、必要に応じて個々へ実態把握等を行います。場合によっては家族とも連携し、必要な介護サービス等の利用相談にも応じます。

今後の制度の方向性を読みながら、さらに新たな介護予防プログラムメニューを提供することができるよう、関係各署と連携し検討します。具体的には新たに導入されたデジタルサービスセンターのトレーニングマシン等の活用による、より若い世代（団塊の世代）へのアプローチを想定しています。

## (2) 鈴鹿市高齢者見守り体制整備事業業務受託

鈴鹿市との高齢者見守り体制整備事業に関する業務委託契約書に基づき、引き続き地域の介護相談・通報体制など高齢者支援に資する事業の取り組みを行います。

目的：鈴鹿市内に居住する高齢者で、介護・保健福祉等の専門職による継続的な見守り等の支援を必要とする方が、自立した生活を送れるよう365日24時間の見守り体制を整備する。

内容：①鈴鹿市内の各地域包括支援センター又は鈴鹿市長寿介護課から継続的な見守り訪問等の対応要請があった場合に適切な対応を行う。なお、見守り内容については、原則、事前に鈴鹿市内の各地域包括支援センター又は鈴鹿市長寿介護課と月1回以上の対象者本人面談を含んだ計画を立てた上で対応を行う。

②対象者又は家族等の関係者から365日24時間通報を受けられる体制を整備する。

③虐待等の緊急対応が必要な場合、鈴鹿市長寿社会課に速

やかな情報提供を行う。

対象：鈴鹿市内の各地域包括支援センター又は事業者と原則、ケアプラン作成契約を交わしていない者で、鈴鹿市内の各地域包括支援センター及び鈴鹿市長寿介護課が継続的な見守りが必要と認められた鈴鹿市に居住する者

(平成30年度「鈴鹿市高齢者見守り体制整備事業に関する業務仕様書」から抜粋)

## 2.車いす等の無料貸し出し事業の継続

法人独自の取り組みとして、介護度や利用しているサービスの状況に変わりなくどなたに対しても、通院や買い物・旅行などの必要に応じ、法人が所有する車椅子及びその他の福祉用具を無料で貸し出します。

## 3.地域コミュニティの活動展開

加齢による花葉の休止により、これまでの経験や人脈等を活かし、より地域と法人あるいは各種社会資源との結びつきを深めるべく、地域コミュニティとして活動します

地域コミュニティの活動内容は、今後検討を要するところですが、現時点では以下の内容を適切な達成時期を設定した上で取り組んでまいります

- ・介護予防普及啓発事業、高齢者通報体制整備事業への関わり
- ・ボランティア関係への関わり（ワークキャンプ・実習生等）
- ・市場、ニーズ調査の実施
- ・在宅で生活をされている要介護・要支援者からの緊急対応依頼時の訪問支援
- ・地域包括支援センターからの連携支援相談対応（ケアマネジャー業務範囲外を中心として）
- ・認知症ケアマネジメント資格の取得と認知症対応者養成講座の地域展開
- ・職員に対する啓発、教育への関与
- ・共生型サービスに向けた関わり
- ・必要に応じた地域イベントへの参加
- ・各種資格の取得
- ・各事業所、サービスの業務支援
- ・入居申し込み、見学希望者への対応
- ・居宅介護支援事業所内研修への参加 など



## 公益事業

名称	在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム 居宅介護支援事業所 (三重県指定第 2470300258 号)	
所在地	鈴鹿市深溝町字北林 2956 番地	
開設日	平成 11 年 9 月 10 日	
種別	居宅介護支援事業 (平成 19 年 11 月新築移転)	
事業の概要	ご利用者の心身の状況やご家族のご希望に沿ったケアプラン(個別介護計画)の作成、サービス事業者への連絡調整や利用の手配、介護保険給付管理、介護に関する生活相談などを行ないます。	
居宅介護支援の基本方針(指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 1 条)	<p>利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行わなければならない。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第 20 条 7 の 2 に規定する老人介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p>	
平成 30 年度事業計画目標	引き続き地域への対応力・浸透力の向上を図る ～ 居宅介護支援の New Standards への挑戦! ～	
事業計画	<p>1. 特定事業所としての安心感からスタッフ全員で地域を支える</p> <p>(1) 利用者へのこまめなヒアリング活動と介護サービス事業者との連携継続</p> <p>(2) 利用者に対する公平公正な地域の社会資源や介護サービス事業者の情報提供</p> <p>(3) ケアパートナー相互又は地域コミュニティとの連携による地域に対する相談支援及び緊急対応体制の強化</p> <p>(4) IT 端末の導入及びツールを使用した業務効率化・関係機関との連携強化</p> <p>(5) 定期運営会議・居宅内研修の継続、各種外部研修会への参加(特に医療面を中心とする、今年度は必ず障害施策や地</p>	



域共生サービスについて盛り込む)、地域ケア会議やケアプラン点検・各種ケース検討会への事例提供など協力推進

- (6) 困難ケースへの対応と、地域とのつながりを意識した連携推進・強化
- (7) 人事考課による自己覚知と資質の向上
- (8) 和顔愛語の実践

## 2.介護保険制度に対応する～変化する制度への順応と説明責任(アカウンタビリティ)の実践～

- (1) 平成30年度介護保険法改正に伴う変更点の周知徹底と利用者・家族への説明
- (2) 昨年度より開始となった鈴鹿市の日常生活支援総合事業(地域包括ケアシステム)構築に伴う変更点の周知徹底と利用者・家族への説明

## 3.地域貢献活動の推進～社会福祉法人として地域に安心感をお届けする活動の実践～

- (1) 介護予防普及啓発事業と連動したハイリスク高齢者へのアプローチ
- (2) 鈴鹿市健康福祉部長寿社会課・鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿市西部地域包括支援センター・地域の民生児童委員・他事業所との連携
- (3) 地域の中の各種社会資源の情報収集および連携強化
- (4) 医療機関との連携
- (5) 地域内の他居宅介護支援事業所との連携
- (6) 車椅子等の無料貸し出し事業の継続
- (7) 徘徊高齢者等の安心ネットワーク活動(鈴鹿市社会福祉協議会)への協力
- (8) 認知症啓発活動への取り組み

## 4.ホームページによる情報発信～地域のみなさまに情報をお届け～

- (1) 利用者にも有用・必要な情報の発信

## 研 修 計 画

### 1 はじめに

#### ■2017年1月12日に開催された厚生労働省

の「第1回介護のロボット魅力向上懇談会」においては、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論が行なわれ、介護の職場の魅力について、

○業務の生産性と効率性の向上（働きやすい、未来志向）

- ・ICTを活用した省力化や業務プロセスの見直し
- ・介護ロボット等新しい技術の活用
- ・業務の分析・標準化・改善

○資質向上・キャリアアップの実現と専門性の確保（自己実現、達成感）

- ・介護業務の類型化と専門性に応じた人材の機能分化
- ・人材育成
- ・人事管理

○利用者本位の仕事観（対人サービスのゆえの喜びの実感）

- ・利用者の笑顔が見られるサービス
- ・地域で生活を続けられるための支援・事故防止
- ・確固とした経営者の理念・組織の風土により、処遇改善、人材の参入・定着を進めるとの方向性が示されました また、

#### ■2017年1月23日に発表された株式会社リクルートキャリアが行なった HELPMAN

JAPAN 「介護サービス業従業員満足度調査」においては、

○介護サービス業の従業員満足度が高い層ほど、勤続意向が高く、より従業員満足度が高い層が働いている施設では、人材（正規従業員）の流出率が低い

○一方、従業員満足度に最も影響を与えている施設に対する評価項目は、職場における連帯感。特に、正規従業員は、職場における連帯感とともに経営層の理念がポイントとなっている

○従業員からみて利用者満足度が高いと、従業員自身の満足度も高い傾向にある  
「技術・スキル研修」と「技術・スキル以外の研修」の両方の受講により、従業員満足度は高くなる

○また、従業員満足度は、ロボット、ITの導入率とも強く関係しているとの調査結果が示されました

そこで、平成30年度研修計画においては、特に次の3つのポイントを踏まえて策定することとします

○ポイント①:「技術・スキル研修」と「技術・スキル以外の研修」を上手く組み合わせる

○ポイント②:人材の確保や人材の流出を防ぐため、職員の連帯感の向上や自己実現に向けて楽しく仕事ができることを実現する

○ポイント③:利用者の満足度を高めることにより、職員の満足度の向上につなげる

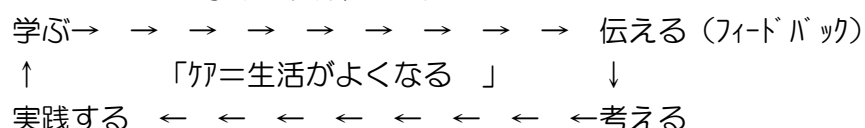
## 2 研修の目的

私たち鈴鹿福祉会の職員は、地域に信頼される施設づくりを目指し、ご入居者・ご利用者の個別的な暮らしの実現のために、スタッフ一人ひとりの福祉介護力の向上を図ることを目的とします

## 3 育成方針

「まなぶ風土」の醸成と「互いに努力を認め合える文化」の構築により、「働きがいのある魅力的な職場」形成と「豊かな人材」の育成を図ります

《学び～実践のイメージ》



## 4 計画内容

受講時期	研修内容等	担当	対象者
7月	東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会	施設外研修により実施	施設長 (各所属長より推薦された職員)
9月	東海北陸ブロックカンファレンス		
10月	全国老人福祉施設研究会議		
11月	全国老人福祉施設大会		
12～3月	事業計画作成検討会	施設長	事業計画作成担当者 所属長・管理者
3月	事業所自己評価研修		
毎月	口腔ケアに関する研修会	協力歯科医師 又は外部歯科衛生士	特養係、在介係職員、 管理栄養士等
前・後期	ユニットリーダー研修	施設外研修により実施	特養係職員のうち各所属長より推薦された職員各1～2名程度 特養係職員のうち各所属長より推薦された職員若干名
開催時	認知症介護実践者(リーダー・指導者)研修		
	介護職員初任者研修		
その他	喀痰吸引等の実施に関するフォローアップ研修	医務係看護職員	喀痰吸引等研修修了者・認定特定行為業務従事者認定者等
	高齢者医療・感染症防止・看取りに関する研修		
	利用者の尊厳保持に関する	施設内外研修	特養係・在介係ケア

	研修会	の活用	-
	喀痰吸引等に関する研修	施設外研修の活	特養係りケア-
	介護プロフェッショナルキャリア段位評価者（アセッサー）研修	用及び施設内における実習等	役職者
通年	施設内研修、その他の施設外研修	施設内外研修の活用	職員のうち、各研修を受講することにより、サービスの内容や運営の質を高めることができると考えられる職員
	ユニットケアのフォローアップに関する研修	施設内外研修の活用	ユニットリーダー研修 未受講のケアラー等
	介護プロフェッショナルキャリア段位レベル認定	評価者（アセッサー）	ケアラー
	目標管理	理事長、理事、	全職員
	人事考課	監事、評議員、施設長、主任以上の役職者	正規職員

## 5 研修の種別・受講の目的

### ■施設外研修

- (1) 技術・技能及び知識の向上及び他施設・事業所の職員との情報交換等を目的として、行政、老人福祉施設協(議)会(全国、県、鈴鹿亀山地区)、社会福祉協(議)会(全国、県、市)及び全国社会福祉施設経営者協(議)会、日本ユニットケア推進センター、シルバーサービス振興会等、各種協(議)会又は団体等が主催する各種専門領域における研修を受講します
- (2) 他施設・事業所等における取り組み・実践事例や介護事業者及び職員並びに介護保険制度の現状等について学び、資質の向上につなげるとともに、自施設における取り組みにつなげることを目的として受講します  
受講者による施設内でのフィードバック、有用な資料回覧をもって不参加者等に対するの学びにつなげる場合もあります

### ■施設内研修（施設外研修を活用することもあります）

- (1) 基礎的な事項・介護保険に係る情勢等を学ぶことを目的として開催（施設外研修の場合は受講）します
- (2) 各部署の専門業務に係る研修を行うことにより、ケア・業務等の改善につなげることを目的として開催します

### ■新任職員研修（採用時及び採用後）

新規採用にあたり、社会福祉法人 鈴鹿福祉会の職員の第一歩として、社会人としての規範や介護保険制度（介護サービスを含みます。）、法人の規則等について学ぶことを目的とします